

上峰町認定自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上峰町内で結成され、かつ、上峰町の認定を受けた自主防災組織に対して、設立時における防災活動資機材の整備及び設立後の防災活動事業の実施に必要な助成を行い、組織の強化及び円滑な組織運営の支援を図るため、上峰町補助金等交付規則(昭和57年上峰町規則第7号)に基づき、上峰町認定自主防災組織補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民が隣保協同の精神に基づき自主的に結成する防災組織で、自主防災組織結成届出書(様式第1号)を町長に届け出たものをいう。

2 この要綱において「防災活動資機材」とは、別表第1に掲げるものをいう。

3 この要綱において「防災活動事業」とは、別表第2に掲げる防災に係る訓練、研修及びその補助対象メニューをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

(1) 防災活動資機材整備事業

(2) 防災活動事業

2 前項第1号に規定する対象事業の補助金申請は結成後1回限りとし、同項2号に規定する対象事業の補助金申請は年度内1回限りとする。

(補助金額)

第4条 自主防災組織に交付する補助金の金額は、対象事業ごとに次のとおりとする。

対象事業	補助上限額
防災活動資機材整備事業	定額と世帯割額の合計額(60万円を限度) ・定額:5万円 ・世帯割:300円/1世帯×構成世帯数
防災活動事業	10万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、上峰町認定自主防災組織補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付の上、町長に申請しなければならない。

- (1) 防災活動資機材整備事業
 - ア 資機材のカタログの写し
 - イ 資機材の取得及びその設置に係る費用の見積書の写し
- (2) 防災活動事業
 - ア 事業計画書
 - イ 役務の実施及び資機材の借上げに係る費用の見積書の写し

(交付決定通知)

第6条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、上峰町認定自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 町長が補助金の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業等の内容、経費の配分又は計画の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 事業等を中止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 事業等が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに町長へ報告してその指示を受けること。

2 第5条の規定は、前項第2号に規定する承認を受けようとする場合について準用する。

(二重受給の禁止)

第8条 申請者は、同一事業について、国、県又は他の団体から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(実績報告)

第9条 実績報告の提出書類は、次に掲げるとおりとし、事業完了後速やかに町長へ提出しなければならない。

- (1) 上峰町認定自主防災組織補助金実績報告書(様式第4号)
- (2) 経費の支払を証明する書類の写し(領収書等)
- (3) 事業の内容が明らかになる書類(写真等)

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けた場合、書類審査、現地調査その他必要な調査をし、報告書の内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上峰町認定自主防災組織補助金交付確定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、上峰町認定自主防災組織補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し又は返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年9月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。